

令和6年度 大阪市生野区

新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

大阪市生野区では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するため事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第1章 事業の目的・委託業務について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

必要書類一覧（別表1・別表2）

書類様式

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号 生野区役所4階44番

生野区役所地域まちづくり課（担当：森・宮本）

TEL 06-6715-9080 FAX 06-6717-1163

E-MAIL ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/>

第1章 事業の目的・委託業務について

1. 事業の目的

大阪市では、平成24年度に策定した「市政改革プラン」以降推進してきたニア・イズ・ベターについて、今後、地域社会づくりと区行政の運営の両面において、より一層徹底させる必要があります。地域の実情や特性に即した地域運営を促進するため、地域活動協議会への効果的な支援を行っています。

現在の地域社会はさまざまな課題を抱えており、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっています。拡大し続ける「公共」の分野については、これまでのように行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知っている住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを推進します。

生野区においては、高齢化に伴う人口減少が大阪市内でも特に顕著であり、また多種多様な外国人住民が居住する特性もあることから、子育て世帯の定住化や多文化共生を最重要課題として位置づけ、安全・安心なまちづくりに取り組むこととしています。

そこで、生野区のめざすべきまちづくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を促進するために、より幅広い住民が参画できるような「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」の自律運営に取り組む地域を本市として積極的に支援することとしています。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場やノウハウを活かし、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要です。

中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現することを本業務委託の目的とします。

2. 委託業務

(1) 委託上限金額

業務委託金額は、金14,361,490円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とします。

(2) 委託期間 令和6年4月1日(予定)から令和7年3月31日まで

(3) 業務内容等(※詳細は別紙 仕様書参照)

上記目的を達成するために、以下の業務を行う。

①地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

ア 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すため、事業の効果的な実施を支援

イ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導

ウ 事業企画力と遂行力の向上への助言・指導

エ 次世代につなげる地域活性化に向けた取組みへの支援

- オ 自主財源の獲得やNPO等法人化に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- カ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- キ 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進
- ②地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
 - ア 会計事務支援
 - イ 事業実施支援
 - ウ 会議の開催支援
 - エ 地域の情報発信に係る助言等の支援
 - オ その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

＜本業務における具体的な成果目標＞

本市が実施する利用者アンケート調査等で目標とする数値は、仕様書 10 ページの「7 本業務における具体的な成果目標」をご参照ください。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、各年度の事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後に支払います。但し、大阪市会計規則第 51 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、概算払いを行う場合は、当該年度の事業完了後に経費の精算が必要です。

概算払いを行う場合は、事業者に提出を求める所定の請求書等に基づき、前期・後期の 2 回または四半期ごとの支払いとし、事業者の指定する口座に振り込みます。

また、事業終了後、年度毎に実績報告書に基づき債務金額確定の精算処理を伴うこととなり、過渡しについては返納していただきます。

(5) 再委託について

ア 令和 6 年度 大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできません。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表します。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではありません。

ません。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければなりません。

(6) その他

原則として提案いただいた事業内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

3. 事業者選定及び主な事業スケジュール

年	月日	曜日	内容
令和 5 年	12 月 26 日	火	公示・募集開始
令和 6 年	1 月 9 日	火	質問受付締切（午後 5 時 30 分まで）
	1 月 12 日	金	質問回答公表（予定）
	1 月 16 日	火	公募型プロポーザル参加申出書類提出期限
	1 月 18 日	木	指名通知（予定）
	1 月 31 日	水	企画提案書類提出期限（午後 5 時 30 分まで）
	2 月 20 日	火	選定会議 （書類審査及びプレゼンテーション審査）
	3 月上旬	予定	選定結果の通知、最終選定結果の公表
	4 月 1 日	予定	契約締結 令和 6 年度委託事業開始

第 2 章 応募について

1. 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※ 資格審査申請は、3 の「応募に必要な書類」の **別表 1** に掲げる書類の提出により行います。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 2 か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け

- ていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。
- ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。
- ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。
- エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
- オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
- カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
- キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

2. 質問事項

質問がある場合は、質問票（様式1）に明記し、令和6年1月9日（火）午後5時30分までにEメールにて「件名」の始めに「【大阪市生野区新たな地域コミュニティ支援事業質問】」と明記して下記まで送信してください。口頭または電話による申し込みは受け付けません。

【質問送信アドレス：ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp】

締め切り以降の質問は、受け付けません。

受け付けた質問については、1月12日（予定）にホームページで回答を掲載します。

3. 応募に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

別表1の書類を提出してください。

(参加者の指名等)

公募型プロポーザル参加指名通知書は、令和6年1月18日付け（予定）で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

(参加の無効等)

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。

(2) 企画提案書類

企画提案書については、公募型プロポーザル参加決定通知書受領後、以下の内容の書類を提出しなければなりません。**別表2**の書類を提出してください。

提出部数 5部（正1部、副4部）及びそのデータを記録した電子記録媒体（CD-R）1セット

※提出できる案は、1案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

（3）提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は事業者選定に、添付書類は参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しません。（但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。）

（4）提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

（5）その他

ア 応募書類の提出に際しては、正本及び副本のセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、正本とセットにして提出してください。

イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入してください。

なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

ウ 電子記録媒体を提出する際、必ず最新のパターンファイルに更新したウィルスチェックソフトを使ってウィルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウィルスを侵入させないための措置を講じること。

エ 期限後の提出・差し替えは認めません。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

オ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

4. 提出書類の受付期間

生野区役所4階地域まちづくり課まで持参または郵送・配達すること。郵送・配達について、受付期間中に提出先に未到達のものは受付を行わない。メール、FAXでの提出は不可とする。

（1）公募型プロポーザル参加申出書類

令和5年12月26日（火）～ 令和6年1月16日（火）

本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで。

（但し、午後0時15分から午後1時までを除く）

（2）企画提案書類

令和6年1月18日（木）～ 1月31日（水）

本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで。

（但し、午後0時15分から午後1時までを除く）

5. 公募型プロポーザル契約保証金

契約保証金 免除
保証人 不要

第3章 選定について

1. 審査・選定

(1) 選定基準

選定基準、審査・選定方法は次のとおりです。

選定基準	審査内容	配点
①事業に対する方針	・本事業に対する方向性、地域支援に対する考え方	20点
②事業の企画内容	・本事業の目的及び業務内容の理解度 ・事業の計画性、実施内容の妥当性	40点
③事業の実施体制	・確実に遂行できる組織体制・運営基盤	20点
④類似業務の実績	・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	10点
⑤所要経費、積算見積金額	・価格積算の妥当性	10点

選定会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査・選定方法

ア 審査にあたっては、「令和6年度大阪市生野区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」）において、上記の審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定します。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、委員の合議により最優秀提案事業者を決定します。

なお、その評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしません。

イ 選定会議：令和6年2月20日（火）

※開催場所等詳細については、別途通知します。

プレゼンテーション審査については、基本的には企画提案書に基づいて行います。プレゼンテーションにより最優秀提案事業者を決定します。

審査の結果については、書面で通知します。

ウ 以下の内容について、大阪市ホームページ（生野区）により公表します。

①最優秀提案事業者と評価点及び提案金額

②最優秀提案事業者の選定理由

③全提案事業者の名称 ※ 申込順

④全提案事業者の評価点 ※ 評価点順

⑤選定会議委員の氏名及び選任理由

※選定会議の議事要旨についても、後日公表します。

2. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

(1) 応募者が選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

- (2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第2章1. 応募資格」の要件に該当しなくなった場合
- (3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
 - エ 応募金額が「第1章2. (1)」の委託上限金額を上回っている場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第4章 契約、その他について

1. 契約の締結

選定会議を経て受託事業者として決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結します。

契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び事業計画書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 事業の実施

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告してください。

イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出していただきます。なお、概算払いを行う場合は、精算報告書の提出も必要となります。

(3) その他

ア 本案件に関する予算は、現在、令和6年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しません。

イ 契約の締結は、令和6年度大阪市予算が発効したときとします。

ウ 受託者決定後契約締結までに、受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。

エ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

2. その他

- (1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となります。
- (2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表 1

応募期間：令和5年12月26日（火）～令和6年1月16日（火）（土・日・祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで（但し、午後0時15分から午後1時までを除く）[メール及びFAX不可]

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
① 公募型プロポーザル参加申出書	(様式2)
② 業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式は問わない。
③ 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④ 申請内容確認書	(様式3)
⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥ 印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦ 使用印鑑届	(様式4)
⑧ 団体目的等についての誓約書	(様式5)
⑨ 過去2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、又はその3の2様式〔個人〕 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪ 委任状	共同体での申請の場合のみ・(様式6)
⑫協定書	共同体での申請の場合のみ

※共同体で申請の場合は代表者・構成員の全てについて②～⑩の書類を提出すること。

※令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

企画提案書類一覧

別表 2

提出期間：令和6年1月18日（木）～ 1月31日（水）（土・日を除く）

午前9時から午後5時30分まで（但し、午後0時15分から午後1時までを除く）[メール及びFAX不可]

提出部数：5部（正1部、副4部）※副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするな
どし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	(様式7)
企画提案書	(様式8-1) から (様式8-8)
役員名簿	(様式9) 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあつては、これに相当する書類